

## 入札説明書

平成 23 年 9 月 6 日付けで公告した制限付き一般競争入札（物品調達契約）に参加しようとする者は、別に定めるもののほか次の事項を熟知し、かつ、遵守しなければならない。

### 1 発注者 青森県知事

### 2 入札に付する事項

- (1) 品 名 空気呼吸器ほか
- (2) 規 格 別紙のとおり
- (3) 数 量 別紙のとおり
- (4) 納入期限 平成 23 年 11 月 25 日
- (5) 納入場所 別紙のとおり

### 3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

#### (1) 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

ア 政令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

イ 青森県財務規則（昭和 39 年 3 月青森県規則第 10 号）第 128 条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。

ウ 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札に参加する者の資格等に関する要領（平成 13 年 4 月 1 日施行）第 5 で規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）に登録され、かつ、A 等級に格付されている者であること。

エ 県内に本店を有する者であること。

オ 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成 12 年 1 月 21 日施行。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、制限付き一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

カ 競争入札参加資格者名簿に登載された日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第 9 号から第 15 号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

キ 営業品目（保安用品、消防用品若しくは防災設備）が競争入札参加資格者名簿に登録されている者又は 2（1）に掲げる物品と同一の種類の商品について、過去 5 年の間に納入実績があることを証明した者であること。

(2) 入札に参加する者に必要な資格の確認

制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、制限付き一般競争入札参加資格確認申請書（第3-1号及び第3-2号様式。以下「申請書」という。）を原則として持参により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。資格の確認結果については、制限付き一般競争入札参加資格確認結果通知書（第5号様式）により通知する。

ア 提出期限 平成23年9月13日 12時00分

イ 提出場所 青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県 出納局 会計管理課 物品調達グループ（県庁東棟1階）

ウ 提出部数 1部

4 入札説明書等に関する質問

入札説明書等に関する質問がある場合は、入札説明書等に関する質問書（第1号様式）を原則として持参により提出すること。

なお、入札説明書等に関する質問書に対する回答は、青森県出納局会計管理課ホームページへの掲載及び会計管理課物品調達グループにある業者用掲示板への掲示による方法で行う。

(1) 提出期限 平成23年9月13日 12時00分

(2) 提出場所 3の(2)のイに定める場所に同じ。

5 制限付き一般競争入札に参加しようとする者に要求される事項

(1) 制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、当該入札の執行が完了するまでは、いつでも当該入札を辞退することができる。

(2) 制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、入札日の前日までの間において、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(3) 県が提示する参考品以外の物品（以下「同等品」という。）により入札書を提出する場合は、同等品のカタログ（コピー可）を添付の上、同等品申請書を原則として持参により提出し、県の承認を得なければならない。

ア 提出期限 平成23年9月13日 12時00分

イ 提出場所 3の(2)のイに定める場所に同じ。

6 入札及び開札に関する事項

(1) 日時 平成23年9月22日 15時00分

(2) 場所 青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県庁舎東棟1階 会計管理課入札室

(3) 入札保証金 免除する。

(4) 入札に関する注意事項

ア 入札に参加する場合には、下記の書類を持参すること。

(ア) 制限付き一般競争入札参加資格確認結果通知書

(イ) 委任代理人が入札するときは、委任状（既に有効な期間委任状を提出している場合は、持参不要である。）。

イ 入札に当たっては、財務規則に定める入札者心得書を遵守するものとする。

入札者心得書は、インターネットにより、次のURL（アドレス）から入手できる。

<http://www.pref.aomori.lg.jp/kensei/yosan/files/kokoroe.pdf>

ウ 入札書には、別紙参考書式を参考に、次の事項を記載すること。

(ア) 入札年月日

(イ) あて名は、「青森県知事」とする。

(ウ) 入札参加者の所在地、商号又は名称、代表者の職氏名及び印（個人の場合は、住所、氏名及び印）

(エ) 入札金額

(オ) 品名

(カ) 数量等

エ 入札金額の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

オ 郵便により入札書を提出することは認めない。

カ 入札執行回数は、原則として、3回を限度とし、不調の場合は最低の価格をもって入札をした者との随意契約によるものとする。

キ 2回目の入札において、落札者がなく、かつ、1者を除いて他の入札者がすべて辞退した場合は、以後の再度入札は行わず、その1者との随意契約によるものとする。

ク 1回目又は2回目の入札において、入札に参加しなかった者、無効の入札をした者は以後の再度入札には参加できないものとする。

ケ 再度入札に移行した場合において、直前の回の最低入札額と同額又はこれを上回る額の入札をした者の入札は無効とするものとする。

コ 入札が開始されてから入札を辞退するときは、入札執行者に入札辞退届を提出する、又は入札書に「辞退」と記入して入札箱に投函するものとする。

(5) 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札者が2人以上あるときは、直ちに、くじで落札者を定

める。

この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

## 7 契約に関する事項

(1) 契約書（案） 別紙のとおり

(2) 契約保証金

契約者は、契約金額の100分の5以上の契約保証金を納付するものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、その納付を免除する。

ア 契約者が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 過去2年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 契約書の取り交わしの時期 落札決定の日から7日以内に契約を締結する。

(4) 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が3の(1)に掲げるいずれかの要件を満たさなくなったときは、当該契約を締結しない。

## 8 問い合わせ先

青森県青森市長島一丁目1番1号 青森県庁東棟1階

青森県 出納局 会計管理課 物品調達グループ

担当 主幹 後谷 成彦

電話 017-734-9099

(別紙)

## 物 品 売 買 契 約 書

住所

受注者

青森市長島一丁目1番1号

発注者 青 森 県

上記当事者間において、物品売買のため、次のとおり（ただし、を除く。）  
契約を締結した。

（物品売買及び売買代金）

第1条 受注者は、次に掲げる物品（以下「売買物品」という。）を、次に掲げる売買代金により、発注者に売り渡し、発注者は、これを買受けることを約した。

- (1) 名 称 空気呼吸器ほか
- (2) 形式・規格 別紙仕様書のとおり
- (3) 数 量 別紙仕様書のとおり
- (4) 金 額 円.

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円. ）

（契約保証金）

第2条(A) 契約保証金は、金 円とする。

2 前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

3 第1項の契約保証金は、受注者が契約を履行した後、受注者に還付するものとする。

第2条(B) 契約保証金は、免除する。

（売買物品の納入等）

第3条 売買物品の納入期限及び納入場所は、次のとおりとする。

- (1) 納入期限 平成23年11月25日
- (2) 納入場所 別紙のとおり

2 受注者は、売買物品を納入しようとするときは、あらかじめその旨を発注者に通知するとともに、納入の際は、物品納入管理票を提出するものとする。

3 受注者は、第1項の納入期限までに売買物品を納入できないときは、遅滞なくその旨を発注者に通知しなければならない。

（売買物品の検査等）

第4条 発注者は、売買物品の納入があった場合において、受注者の立会いの下に検査を行うものとし、検査の結果、合格と認めるときは、直ちに売買物品の引渡しを受けるものとする。

- 2 前項の検査に要する費用及び検査のために売買物品が変質又は消耗き損したことによる損害は、すべて受注者の負担とする。ただし、特殊の検査に要する費用は、この限りでない。
- 3 受注者は、自らの都合により検査に立ち会わないときは、検査の結果について異議を申し立てることができないものとする。
- 4 第1項の検査に合格しなかったときは、受注者は、売買物品を遅滞なく引き取り、発注者の指定する期日までに代品を納入しなければならない。
- 5 前条第2項及び第3項並びに前4項の規定は、代品の納入について準用する。

(所有権の移転時期)

第5条 売買物品の所有権は、前条第1項の検査に合格し、引渡しを完了した時、発注者に移転する。

(売買代金の支払)

第6条 受注者は、売買物品の引渡しを完了した後、請求書により発注者に売買代金を請求するものとする。

- 2 発注者は、前項の請求書を受理した日から起算して30日以内に売買代金を支払うものとする。

(遅延利息)

第7条 受注者は、その責めに帰する理由により第3条第1項の納入期限までに売買物品を納入しなかった場合は、当該納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、売買代金の額につき年3.1パーセントの割合で計算して得た金額を遅延利息として発注者に納付するものとする。この場合において、遅延利息の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

- 2 発注者は、前項の遅延利息を、売買代金より控除するものとする。

(かし担保責任)

第8条 発注者は、売買物品の所有権が移転した後、売買物品に数量の不足その他隠れたかしがあることを発見したときは、当該所有権の移転後1年以内に受注者に対して売買物品の補修、取替え、この契約の解除又はこれらに代え、若しくはこれらとともに損害の賠償を請求することができる。

- 2 発注者は、受注者が前項の補修又は取替えに応じないときは、補修又は取替えに代わる必要な措置を講ずることができるものとし、これに要する費用は受注者が負担するものとする。

(契約の解除)

第9条 発注者は、前条の規定による場合のほか、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) その責めに帰する理由により、第3条第1項の納入期限までに物品を納入しなかったとき、又は納入する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) その他この契約に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができない

と認められるとき。

(契約保証金の帰属)

第10条(A) 発注者が、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、第2条の契約保証金は、発注者に帰属するものとする。

(違約金)

第10条(B) 発注者は、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、売買代金の額の100分の5に相当する金額を違約金として受注者から徴収するものとする。この場合において、違約金の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

(損害賠償)

第11条 発注者は、第9条の規定によりこの契約を解除した場合において、前条の違約金又は契約保証金（契約保証金の納付に代えて提供された担保については、当該担保の価値）若しくは履行保証保険の保険金の額を超えた金額の損害が生じたときは、その超えた金額を損害賠償として受注者から徴収する。

(協議事項)

第12条 この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、受注者と発注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、受注者及び発注者が記名押印し、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

受注者

印

発注者 青森県知事 三村申吾 印

参考（契約書として調製するときは、この部分は削除する。）

**【契約保証金等に係る削除条項例】**

- 1 契約金額 150 万円以下の随意契約による免除（財務規則第 159 条第 1 項第 6 号該当）  
第 2 条(A)、第 10 条(A)
- 2 履行保証保険契約締結による免除（財務規則第 159 条第 1 項第 1 号該当）  
第 2 条(A)、第 10 条(A)
- 3 実績免除（財務規則第 159 条第 1 項第 2 号該当）  
第 2 条(A)、第 10 条(A)
- 4 現金（又は納付証券）による納付（財務規則第 159 条第 1 項本文該当）  
第 2 条(B)、第 10 条(B)

(別紙)

<納入場所及び納入数量>

|                                                              | 空気呼吸器<br>(15MPa) | 空気呼吸器<br>(30MPa) | 救急救助用<br>エアータント | 消防用<br>ホース |
|--------------------------------------------------------------|------------------|------------------|-----------------|------------|
| 青森県防災資機材センター(青森県消防学校内)<br>青森市新城字天田内183-3<br>TEL:017-788-4221 | 1式               |                  |                 |            |
| 北部上北広域事務組合消防本部<br>上北郡野辺地町字田狭沢40-9<br>TEL:0175-64-0650        |                  | 2式               | 1式              | 4本         |
| 八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部<br>八戸市内丸1-1-2<br>TEL:0178-44-2133         |                  |                  |                 | 21本        |
| 計                                                            | 1式               | 2式               | 1式              | 25本        |

## 空気呼吸器（15MPa）仕様書

- 1 自動陽圧型であること。
- 2 高圧容器（ボンベ）は、カーボン繊維製FRPアルミニウム合金で、内容積8.6リットル以上、最高充填圧力14.7MPaであること。（予備ボンベも同様の容器）
- 3 使用可能時間は、30分以上であること。
- 4 減圧器、警報器、圧力計は防水性及び防じん性を有すること。
- 5 面体とボンベを繋ぐホースは中圧型であること。
- 6 面体は、1眼であり、下方視界が良好であること。
- 7 背板、締め具は帯電防止性能を有すること。
- 8 背板は、使用者の動きに追従して可動性を有するものであること。
- 9 残圧が一定以下となったときに警報を発するとともに、使用者が一定時間静止した場合、自動的に発報するものであること。  
なお、その方式は電子式又はホイッスル式であること（両方式併用も可）。
- 10 空気呼吸器（本体及びボンベ）及び予備ボンベには、「平成23年度石油貯蔵施設立地対策等交付金施設」と明記すること。なお、詳細は別途協議する。
- 11 使用者に万一の事態が生じた場合、本体の警報器とは別に警報を発する携帯警報器を付属していること。

### 【携帯警報器の仕様】

- ・ 作動時間は8時間以上であること。
- ・ 防爆・防水・耐炎であること。
- ・ 遭難信号警報の他、低電圧及び高温暴露警報を有していること。
- ・ 警報音は102dBA以上であること。
- ・ 空気呼吸器に取り付けできるものであること。

### (数量及び内訳)

- 1 空気呼吸器
- 2 予備ボンベ
- 3 収納バック
- 4 携帯警報器

### (参考品)

- |     |                |
|-----|----------------|
| 1 基 | ドレーゲル PSS7000  |
| 1 本 | ドレーゲル ALT-602J |
| 1 個 | ドレーゲル BG1000   |
| 1 個 |                |

仕様書最終確認印



## 空気呼吸器（30MPa）仕様書

- 1 自動陽圧型であること。
- 2 高圧容器（ボンベ）は、カーボン繊維製FRPアルミニウム合金で、内容積4.7リットル以上、最高充填圧力29.4MPaであること。（予備ボンベも同様の容器）
- 3 使用可能時間は、30分以上であること。
- 4 減圧器、警報器、圧力計は、防水性及び防じん性を有すること。
- 5 面体とボンベを繋ぐホースは中圧型であること。
- 6 面体は、1眼であり、下方視界が良好であること。
- 7 背板、締め具は帯電防止性能を有すること。
- 8 背板は、使用者の動きに追従して可動性を有するものであること。
- 9 残圧が一定以下となったときに警報を発するとともに、使用者が一定時間静止した場合、自動的に発報するものであること。  
なお、その方式は電子式又はホイッスル式であること（両方式併用も可）。
- 10 空気呼吸器（本体及びボンベ）及び予備ボンベには、「平成23年度石油貯蔵施設立地対策等交付金施設」と明記すること。なお、詳細は別途協議する。

（数量及び内訳）

（参考品）

|         |    |                 |
|---------|----|-----------------|
| 1 空気呼吸器 | 2基 | ドレーゲル PSS7000BG |
| 2 予備ボンベ | 2本 | ドレーゲル ALT-639J  |
| 3 収納バック | 2個 |                 |

仕様書最終確認印



## 救急救助用エアートtent仕様書

### 1. 構成

エアードームtentは、配置図面に示した形状で、チューブ膨張式で金属などの支柱を用いず、エアの充気のみで設営可能なものとする。

梱包状態から展張まで、また展張状態から梱包までに要する人員は、少人数(4人程度)で、且つ短時間(約10分程度)で行うことができるものとする。

その他、形状・寸法、重量等は以下に示すとおりとする。

#### (1) 数量 1式

#### (2) 本体サイズ等

展張時における寸法は、前面6m以上、側面6m以上のスペースを有し、最頂部の高さは3m以上を有すること。

収納時は1.2m×1.0m×0.6m以下とする。

重量は、110±15kg以下とする。

#### (3) 展張方法等

電源(AC100V)を使用し、tent専用のエア充填用電動充排気装置及び分岐セットの組み合わせにより短時間(約5分)で展張できること。

また空気呼吸器用ポンベとエアガンを使用し展張でき、エアガンはガン方式で、且つ、ポンベ以外に大気中の空気も吸い込んで吐き出すよう、エアガンの後部にも穴を開けたアスピレーター機能付きとする。

さらに、高圧噴射によるチューブの傷みや、凍結を防ぎ、安全確保、アスピレーター機能の有効性を高めるために、14.7(または、29.5)MPaポンベの高圧を、約0.95MPaに減圧する減圧器が接続されていること。

#### (4) 素材

天幕、床、気柱の素材については、次表のとおりとする。

また、特に気柱はエア漏れの危険を防ぐために、生地を表にハイパロンゴム1層、裏側にネオプレンゴムが2層トッピングされている4層構造であること。

|       | 天幕                                                    | 床                | 気柱                 |
|-------|-------------------------------------------------------|------------------|--------------------|
| 表側    | ハイパロン<br>又はCSMゴム                                      | ハイパロン<br>又はCSMゴム | ハイパロン<br>又はCSMゴム   |
| 基布    | ナイロン210d                                              | ナイロン210d         | ナイロン420d           |
| 裏側    | ハイパロン<br>又はCSMゴム                                      | ネオプレン            | ネオプレン(2層<br>張り合わせ) |
| 厚さ    | 0.5mm以下                                               | 0.5mm以下          | 0.8mm以下            |
| 使用耐圧  | -----                                                 | -----            | 150mmhg以上          |
| 引張強度  | 50kgf/3cm以上                                           | 50kgf/3cm以上      | 120kgf/3cm以上       |
| 耐オゾン性 | オゾンメーター、50pphm、160時間で外観異常がないこと。                       |                  |                    |
| 耐候性   | ウェザーメーター800時間で外観異常がないこと。                              |                  |                    |
| 難燃性   | JIS A 1322 2分加熱で防炎2級に適合(公共機関による検査証の写し添付)すること。         |                  |                    |
| 耐熱性   | JIS K 6328 130℃、1時間、1級に適合すること。                        |                  |                    |
| 耐湿性   | 70℃、湿度95%、8時間経過後 JIS K 6328 揉み試験、加重500g、500回で異常のないこと。 |                  |                    |

天幕、床、気柱の素材については、抗菌、防カビ剤をゴムの中に練り込んだハイパロンゴム又はCSMゴム製とし、長期間保存でも抗菌、防カビ性を維持できるものとする。

#### (5) 製作条件

エアードームテント製作時は、次の点に留意するものとする。

ア. 気柱、床、天幕は、必要に応じ交換できるよう、それぞれが取り外し可能なこと。

イ. 天幕の色は、表オレンジ、裏白とし、長期間使用に対し変色しないこと。

ウ. 側面及び出入り口に採光窓(耐寒性PVCフィルム)6ヶ所、側面中央部に通気窓(メッシュ)2ヶ所を有し、かつ、ダクトを4箇所設置すること。

(配置図参照)

エ. 出入り口上部左右に、換気口を設置すること。(合計4ヶ所)

オ. 両側面6ヶ所、また、入り口2ヶ所が巻き上げ開放できること。

カ. 縦気柱と横気柱の結合は、テントの揺れを押さえ、安定性を高めるために、円周の部分結合ではなく、円周全部を結合する全面結合とする。

キ. 気柱にエアを注入する際に許容耐圧範囲を超えないよう安全弁を設けること。

ク. 床は水の浸入を防ぐために、高さ150mm以上の防水壁を周囲に設

けられていること。

ケ. テント内には、医療用点滴、照明器具等が取り付けられるように、吊り下げ用Dリングが42ヶ所以上設置されていること。また、蛍光灯昇降用ベルトも取り付けられていること。

コ. 複数のテントがオプションの連結布等で容易に縦、横共に結合できること。

サ. テントは12ヶ所の天幕固定用ロープと8ヶ所の床固定兼用取手が取り付けられていること。

シ. 気柱末端部が接する床の裏面(地面と接する側)には、脱着可能なクッション材を取り付けること。

#### (6) 雨水防止構造

生地合わせ部がある場合にあっては、当該部分は接着によるものとし、雨水が浸入しないものであること。

#### (7) 照明器具

本体内部に設置することができるものであること。

#### (8) 出入口防虫網

本体の出入口2ヶ所にそれぞれ1枚(計2枚)設置できること。

#### (9) 表示布

表示布の材質は、本体天幕と同様の材質とし天幕側面・出入口左部にマジックテープで容易に取り付けができるものとし、テント本体には、それぞれ次のように表示するものとする。

ア. 天幕側面用 1m×4m 横書き、黒色

「青森県」各1枚

イ. 出入口左用 1. 2m×20cm 縦書き、シルバー(反射材)

「現場指揮本部」1枚、「応急救護所」1枚

なお、記入文字の位置及び文字体等は発注者と協議の上を明記するものとし、承認を受けた上で製作する。

## 2. 構成品(本体及び標準付属品)

- |                      |     |
|----------------------|-----|
| (1) 本体用収納袋           | 1個  |
| (2) 床の上掛用ブルーシート (PE) | 1枚  |
| (3) 床の下敷用ブルーシート (PE) | 1枚  |
| (4) 天幕固定用ロープ         | 12本 |
| (5) 天幕固定用テントペグ       | 12個 |
| (6) 床固定兼用取手          | 8個  |
| (7) 床固定用ロープ付テントペグ    | 8個  |

- (8) 安定用土嚢袋 . . . . . 50枚
- (9) 吊下げ用D環 . . . . . 42個
- (10) 蛍光灯昇降用ベルト . . . . . 4本
- (11) 吊下げ用S字フック . . . . . 42個
- (12) フットポンプ . . . . . 1個
- (13) ハンマー . . . . . 1個
- (14) ペンシル型圧力計 . . . . . 1個
- (15) 補修セット . . . . . 1個
- (16) 付属品用プラスチック収納ケース . . . . . 1個

### 3. 付属品

上記、エアードームテント本体の他に、以下に示す付属品を整備する。

なお、次に示す付属品は、本仕様書で定める事項を十分満たすもので、かつ、次に定める仕様内容の同等以上の機能を有するものとする。

|   | 品名               | 仕様                                                         | 数量   |
|---|------------------|------------------------------------------------------------|------|
| 1 | エア充填用<br>電動充排気装置 | 100V-1100W 風量 2.9m/分<br>風圧 32Kpa (重量 4.5kg 以下)<br>エアー分岐セット | 1セット |
| 2 | 照明器具<br>(ケーブル付き) | 直管蛍光灯 (40W 以上)<br>(連結式蛍光灯カバーに収納されていること。)                   | 4個   |
| 3 | エアガン             | 300MP a 対応減圧器付エアガンセット                                      | 2セット |
| 4 | 防虫網              | 出入口 2ヶ所分                                                   | 2ヶ所  |

4. テントには、「平成23年度石油貯蔵施設立地対策等交付金施設」と明記すること。なお、詳細については、別途協議する。

### 5. 保証期間

エアードームテント本体の保障期間は納入後5年とし、付属品の保証期間は、製造メーカーが公表した期間とする。また、取り扱いの不注意以外での不具合については無償で修理することとする。

### 6. その他

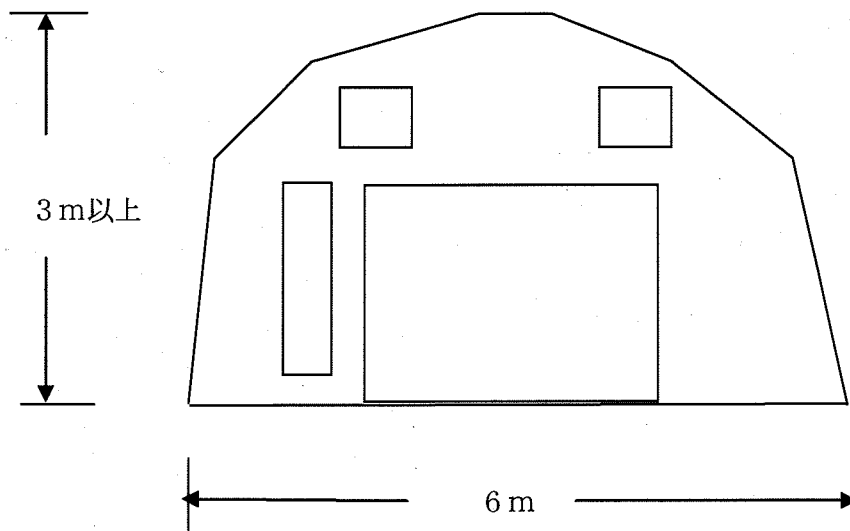
- (1) 納品までに掛かる費用は全て含むものとする。
- (2) 納入時には、納入業者の責任において展張を行い、1時間保持し異常の

有無を確認すること。

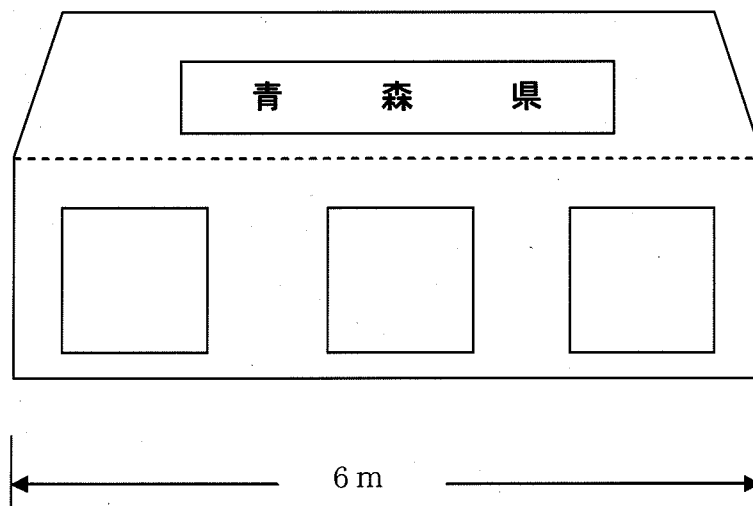
- (3) 本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、発注者と協議のうえ決定すること。

## テント配置図

【テント出入口部】



【テント側面】



(参考品) アキレス株式会社 アキレスエアーテント A-66HY

仕様書最終確認印



## 消防用ホース（呼称65） 仕様書

- 1 「消防用ホースの技術上の規格を定める省令（昭和43年9月19日自治省令第27号）」の規定に適合し、国家検定に合格したものであること。
- 2 長さは20メートルで、ホース内面は樹脂張りであること。
- 3 内径は呼称65（内径63.5ミリメートル以上66.5ミリメートル以下）であること。
- 4 使用圧は1.6MPaであること。
- 5 静電気の電位を低く抑える制電効果を有するものであること。
- 6 平成23年に製造したものであること。
- 7 「消防用ホースに使用する差込式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成4年1月29日自治省令第2号）」の規定に適合し、国家検定に合格した差込式結合金具が付属していること。  
なお、差込式結合金具は、アルミニウム合金製で、ホースと金具の取り付けはリング圧着締め方式であること。
- 8 ホースには、「平成23年度石油貯蔵施設立地対策等交付金施設」と明記すること。なお、詳細は別途協議する。

### （数量）

消防用ホース（呼称65、長さ20メートル） 25本

### （参考品）

帝国繊維株式会社 キンパイホース ESP-H-A

仕様書最終確認印



(別紙)

売買物品一覧

| 品名                 | メーカー等 | 型式 | 仕様      | 単価 | 数量 | 金額 |
|--------------------|-------|----|---------|----|----|----|
| 空気呼吸器(15MPa)       |       |    | 仕様書のとおり |    | 1  |    |
| 予備ボンベ              |       |    |         |    | 1  |    |
| 収納バック              |       |    |         |    | 1  |    |
| 携帯警報器              |       |    |         |    | 1  |    |
| 空気呼吸器(30MPa)       |       |    | 仕様書のとおり |    | 2  |    |
| 予備ボンベ              |       |    |         |    | 2  |    |
| 収納バック              |       |    |         |    | 2  |    |
| 救急救助用エアータント及び付属品1式 |       |    | 仕様書のとおり |    | 1  |    |
| エア充填用電動充排気装置       |       |    |         |    | 1  |    |
| 照明器具(ケーブル付き)       |       |    |         |    | 4  |    |
| エアガン               |       |    |         |    | 2  |    |
| 防虫網                |       |    |         |    | 2  |    |
| 消防用ホース             |       |    | 仕様書のとおり |    | 25 |    |
| 小計                 |       |    |         |    |    |    |
| 取引に係る消費税及び地方消費税の額  |       |    |         |    |    |    |
| 合計                 |       |    |         |    |    |    |

(別紙) 入札書参考書式

平成 23 年 9 月 22 日

青 森 県 知 事

殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

Ⓜ

(委任代理人

Ⓜ)

入 札 書

| 金 額  | 億 | 千万 | 百万 | 十万 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|------|---|----|----|----|---|---|---|---|---|
| (税抜) |   |    |    |    |   |   |   |   |   |

品 名 空気呼吸器ほか

数 量 1 式

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

青森県出納局会計管理課長 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

⑩

担当者氏名

連絡先

入札説明書等に関する質問書

|         |           |
|---------|-----------|
| 公 告 日   | 平成23年9月6日 |
| 品 名     | 空気呼吸器ほか   |
| 質 問 事 項 |           |
|         |           |

青森県知事

殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

⑩

担当者氏名

連絡先

制限付き一般競争入札参加資格確認申請書

平成23年9月6日付けで公告した制限付き一般競争入札に参加したいので、その資格の確認について、納入実績証明書を添えて、下記のとおり申請します。

なお、この申請書の内容についてはすべて事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 品名 空気呼吸器ほか
- 2 業者番号及び等級格付
- 3 登録営業品目
- 4 申請日現在の指名停止措置の有無  
有 ・ 無

5 誓約事項

次の各号について、誓約します。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していないこと。
- (2) 同条第2項に規定する要件に該当していないこと。

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

2 知事が指定した営業品目が競争入札参加資格者名簿に登録されている者は、納入実績証明書の提出を要しない。

納入実績証明書

平成23年 月 日

青森県知事 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

㊟

平成23年9月6日付けで公告した制限付き一般競争入札に係る調達物品の納入実績は、下記のとおりであることを証明します。

記

1 品名

2 過去5年間の納入実績（同一の種類の商品を含む。）

| メーカー名 | 機種 | 規格 | 納入年度 | 納入先 | 納入数量 | 備考 |
|-------|----|----|------|-----|------|----|
|       |    |    |      |     |      |    |

3 添付書類

契約書（写）その他実績を確認することができる書類

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

(参考様式)

委 任 状

平成 年 月 日

青森県知事 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

私は、次の者を委任代理人と定め、下記件名の入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

受任者 所在地又は住所

商号又は名称

職氏名

代理人使用印鑑

記

入札件名 空気呼吸器ほか

入札期日 平成23年9月22日

入札場所 県庁東棟1階 出納局会計管理課入札室

第3号様式（第21条関係）

平成 年 月 日

青森県出納局会計管理課長 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

（担当者氏名

）

同 等 品 申 請 書

下記の物品について、参考品の同等品として認めてくださるよう、申請します。

| 参考品番号 | 名 称 | 参 考 品<br>メーカー・品番・規格等 | 同 等 品<br>メーカー・品番・規格等 |
|-------|-----|----------------------|----------------------|
|       |     |                      |                      |
|       |     |                      |                      |
|       |     |                      |                      |
|       |     |                      |                      |
|       |     |                      |                      |
|       |     |                      |                      |

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。  
2 同等品の申請をする場合に提出する。  
3 同等品として申請する物品のカタログ等を添付する。  
4 代表者の印を押印する。